

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第52号

個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 開示等（第3条—第7条）
- 第3章 静岡県個人情報保護審査会（第8条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条—第20条）
- 第5章 罰則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者をいう。

2 この条例において「実施機関等」とは、実施機関並びに静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構をいう。

第2章 開示等

（開示の予定の通知）

第3条 実施機関等は、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をした場合において、当該開示決定等の日から1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

（開示決定等の期限）

第4条 実施機関等は、開示請求があった日から14日以内に開示決定等をしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全

てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(費用負担)

第6条 法第89条第2項の手数料は、納めることを要しない。

- 2 保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付又は開示の実施に要する費用を負担しなければならない。
(審査会への諮問)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第3章 静岡県個人情報保護審査会

(設置及び所掌事務)

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、静岡県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、第18条の規定による諮問に応じ調査審議を行う。
(組織)

第9条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
(委員)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
(会長)

第11条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第12条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(審査会の調査権限)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関等をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に限る。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第14条 審査会は、前条第3項又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面（同法第74条に規定する主張書面をいう。以下同じ。）又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第15条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、経営管理部において処理する。

(審査会への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 雑則

(個人情報の取扱いに係る諮問)

第18条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、実施機関等における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第21条 第10条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

(静岡県個人情報保護条例の廃止)

2 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）は、廃止する。

(静岡県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の静岡県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項又は第10条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の前日に旧条例第15条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項、第35条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第40条第1項中「静岡県個人情報保護審査会」とあるのは「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）第8条第1項の静岡県個人情報保護審査会」と、旧条例第44条第1項中「静岡県個人情報保護審査会」とあるのは「個人情報の保護に関する法律施行条例第8条第1項の静岡県個人情報保護審査会」とする。

5 この条例の施行前に旧条例第44条第1項に規定する審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

6 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第44条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の

秘密に属する事項が記録された旧条例第53条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前にした行為及び附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。